

IP通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

<p>目次</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p>
<p>（略）</p> <p>附 則（平成31年4月5日 V Vサ第00482644号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和元年5月1日から実施します。</p>	<p>（略）</p> <p>附 則（平成31年4月5日 V Vサ第00482644号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和元年5月1日から実施します。</p>
<p>（経過措置）</p> <p>2 <u>スマートPBX契約において、当社が契約者に真にやむを得ない事情があると認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、令和2年3月31日を提供期限として、付加機能（Web電話帳機能に限ります。）の提供に係る新たな請求を承諾します。その契約に係る料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p>	<p>（経過措置）</p> <p>2 <u>削除</u></p>
<p>3 <u>この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているスマートPBXサービスの付加機能（Web電話帳機能に限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p>	<p>3 <u>削除</u></p>

～2020年3月31日	2020年4月1日～
<p>4 <u>当社は、附則 2 又は附則 3 に係る請求があったときは、次の場合に限り、その請求を承諾</u> <u>します。</u></p> <p><u>ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</u></p> <p><u>イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき</u></p>	<p>4 <u>削除</u></p>
<p>5 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金</u> <u>その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>	<p>5 <u>削除</u></p>
<p>6 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに</u> <u>ついては、なお従前のとおりとします。</u></p>	<p>6 <u>削除</u></p>
	<p><u>附 則（令和 2 年 3 月 26 日 VVサ00628045号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった</u> <u>電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに</u> <u>ついては、なお従前のとおりとします。</u></p>